

June 8th, 2015 @ 福島県

マイナンバーがもたらす社会的影響 データインテンシブ・イノベーション

Impact of My Number : Data-intensive Innovation

須藤 修 (東京大学大学院情報学環)
Osamu Sudoh (The Univ. of Tokyo)

IT総合戦略本部 地方創生IT利活用推進会議 ～ 地方創生IT利活用促進プラン(案)

- 全国各地でのIT利活用に係る挑戦的な取組と全国への横展開を推進し、我が国の経済再生に貢献。
- 変革意欲のある地域で、産業活性化、生活の質の向上を図り、2020年までに「実感できる地方創生」を実現。

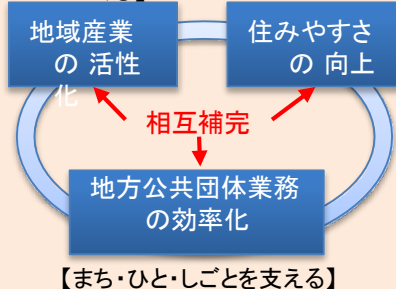
位置付け・目的

1. ITは地方が抱える課題解決に有効な手段

- ✓ ITは世代、地域を超えて、経済再生に寄与
- ✓ 地方公共団体、企業等へのITの導入促進
- ✓ まち・ひと・しごとの「地方版総合戦略」の策定・実行に寄与

2. 地方創生に向けた「まち・ひと・しごと」の好循環の確立

- ✓ 【ひと・しごとをつくる】【まちをつくる】



3. 実感できる地方創生を実現

- ✓ 変革意欲を有する地域で、産業活性化、生活の質を向上
- ✓ 2020年までに「実感できる地方創生」を達成

基本的考え方

<3+3方針>

- ✓ 地方独自戦略の挑戦的な取組だけでなく、連携・横展開の重要性

〔地方公共団体等における3つの基本方針〕

- ① **戦略性**(地元の魅力、コンセプトづくり)
- ② **郷土性**(地元の遊休資源の有効活用)
- ③ **連携性**(地域を超えた連携)

〔国の支援方針〕

- ① 変革意欲のある地方公共団体への支援
- ② 持続可能な取組への支援
- ③ 挑戦的な取組と横展開への支援

国の重点的な取組

<地方創生IT利活用に向けた3本の矢> (別紙参照)

<情報共有基盤、ガイドライン等の整備>

- ✓ 地方間・国・地方間の情報共有の場の創設と横展開の推進
- ✓ 取組事例、ガイドライン等の整備(導入の手引き)
 - ・国・地方のIT利活用による行政サービスの質の向上(マイナンバー制度を含む)
 - ・国・地方のオープンデータとその活用の推進
 - ・分野別の取組事例の提示と支援施策(農業6次産業化、観光業促進等) 他

<人材・産業活性化支援>

- ① 地方公共団体への人材支援
 - 地方公共団体へのアドバイス、人材派遣等
- ② ベンチャー・中小企業等への支援
 - 地域ITスタートアップファンドの創設
 - 小規模事業者へのクラウド化支援等
- ③ ワークライフバランス推進・コミュニティ支援
 - 女性や高齢者等の活躍、働き方改革
 - 見守りによる地域コミュニティ活性化等

<利活用障壁の解消>

- ① IT利活用加速化に向けた制度見直しの推進
 - IT利活用社会の推進に向け、新たな法律の制定も視野に検討
- ② 地方創生特区のフル活用
 - ITを活用した新たなビジネスモデルへの対応(近未来技術特区の拡充等)
 - ※交通、観光、農業分野等

推進体制

- ・ 各施策に係る工程表の作成
- ・ 優先順位の明確化
- ・ 本プランの地方への周知、普及徹底
- ・ IT総合戦略本部でのPDCAサイクル

社会保障・税番号制度 (マイナンバー制度)

内閣官房 社会保障改革担当室

内閣府 大臣官房 番号制度担当室

社会保障税番号制度の導入趣旨

番号制度は、複数の機関に存在する個人の情報を同一人の情報であるという確認を行うための基盤であり社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い 公平・公正な社会を実現するための社会基盤(インフラ)である。

社会保障・税・災害対策の各分野で番号制度を導入

効果

- より正確な所得把握が可能となり、社会保障や税の給付と負担の公平化が図られる
- 真に手を差し伸べるべき者を見つけることが可能となる
- 大災害時における真に手を差し伸べるべき者に対する積極的な支援に活用できる
- 社会保障や税に係る各種行政事務の効率化が図られる
- ITを活用することにより添付書類が不要となる等、国民の利便性が向上する
- 行政機関から国民にプッシュ型の行政サービスを行うことが可能となる

実現すべき社会

- より公平・公正な社会
- 社会保障がきめ細やかかつ的確に行われる社会
- 行政に過誤や無駄のない社会
- 国民にとって利便性の高い社会
- 国民の権利を守り、国民が自己情報をコントロールできる社会



番号制度導入

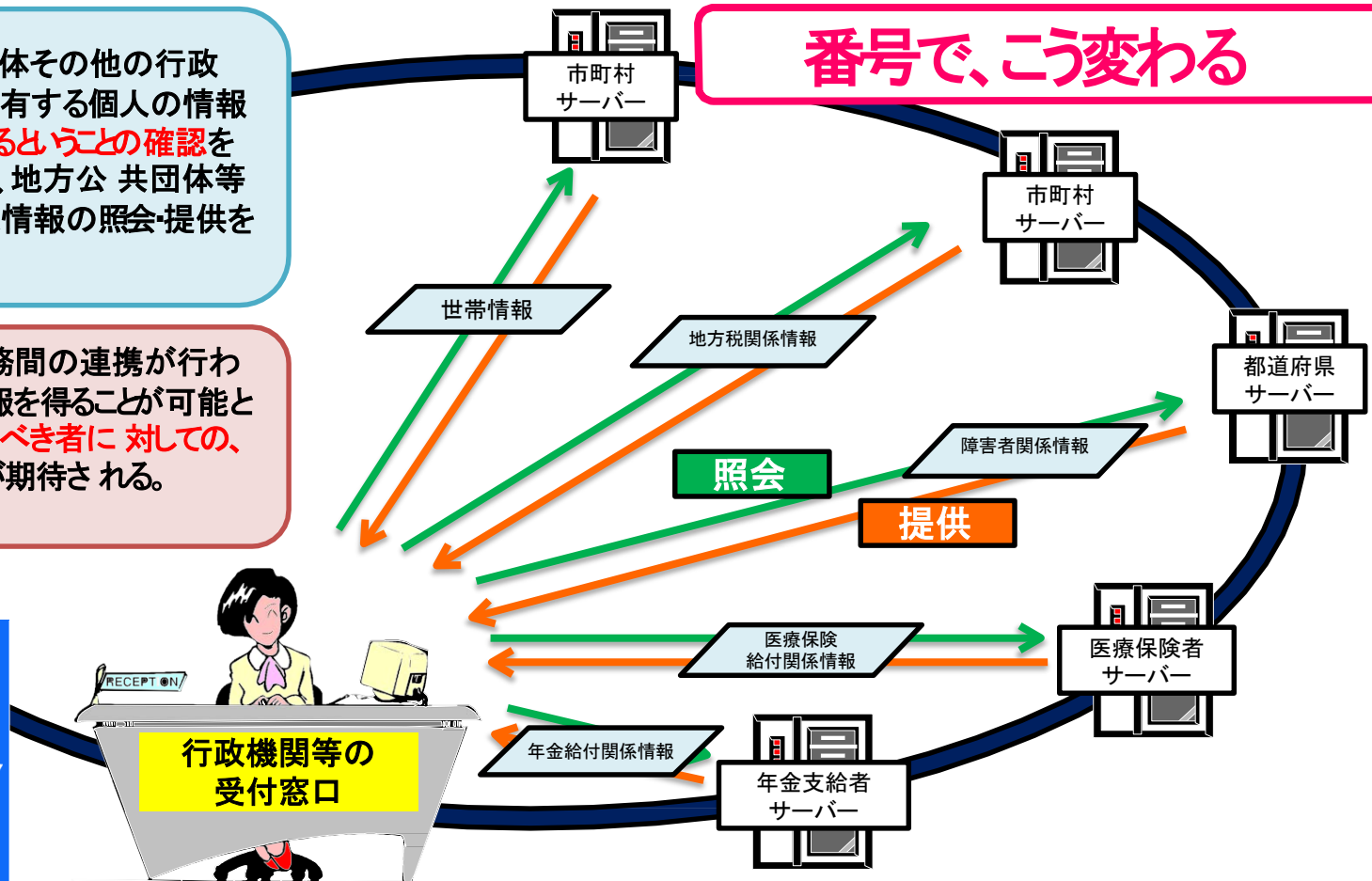
番号で、こう変わる

行政機関、地方公共団体その他の行政事務を処理する者が保有する個人の情報が、**同一人の情報であることの確認**を行うことができ、行政機関、地方公共団体等の間において当該個人情報の照会・提供を行うことが可能となる。

行政機関等の間や業務間の連携が行われることで、より正確な情報を得ることが可能となり**真に手を差し伸べるべき者に 対しての、よきめ細やかな支援**が期待される。

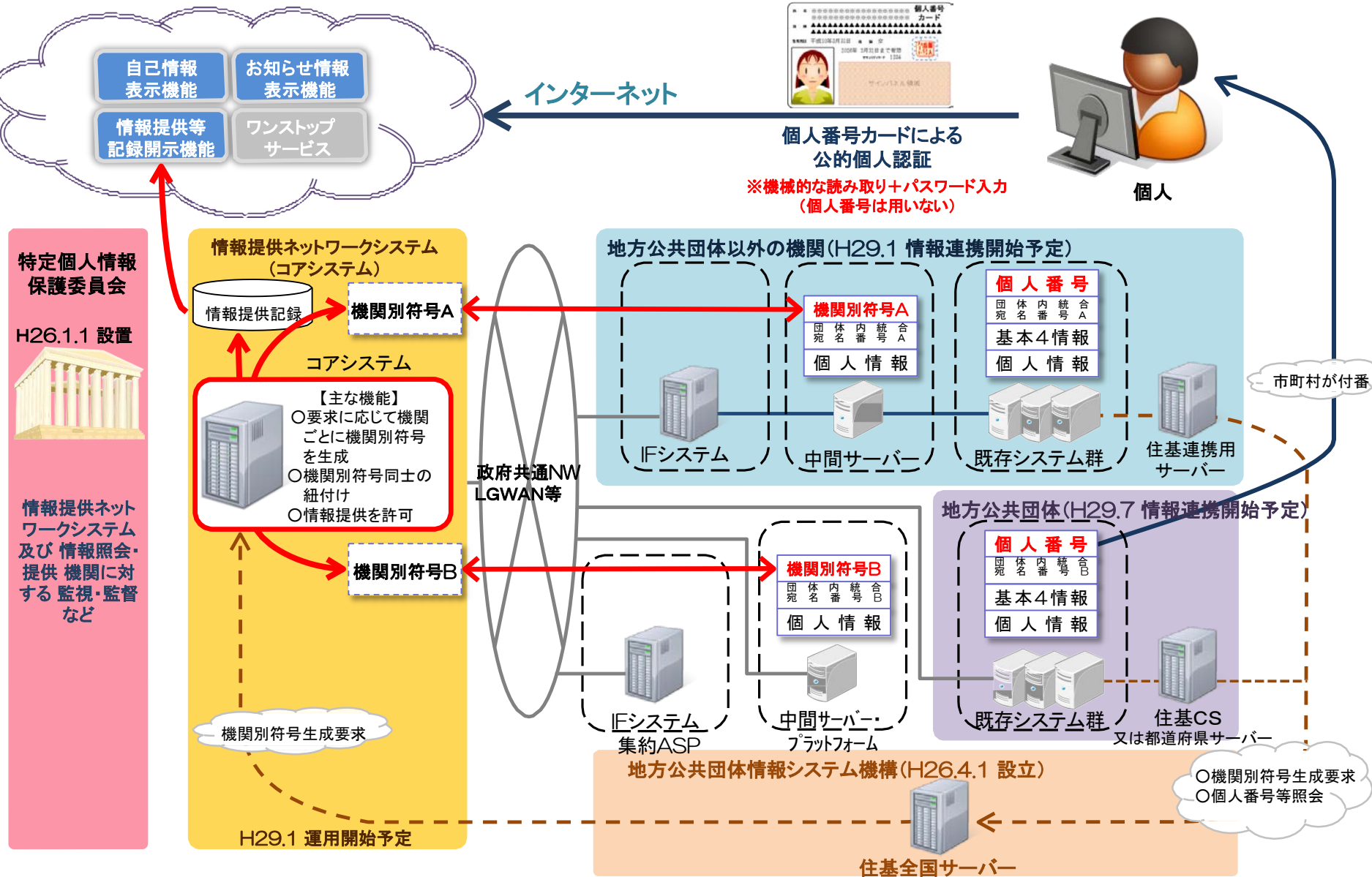


諸手当申請書



社会保障給付等の申請を行う際に必要となる情報につき、申請者が添付書類等を付することによるのではなく、申請を受けた行政機関等が、関係各機関に照会を行うことで取得することが可能となるため、**申請者が窓口で提出する書類が簡素化される**こととなる。

番号制度における情報連携の概要



番号制度に係る地方公共団体の中間サーバー整備の共同化・集約化の基本的考え方

- 番号制度導入に当たって、地方公共団体において整備が必要となる中間サーバーについては、次のとおりクラウドの積極的活用により、共同化・集約化を推進。

①ソフトウェア：国による一括開発

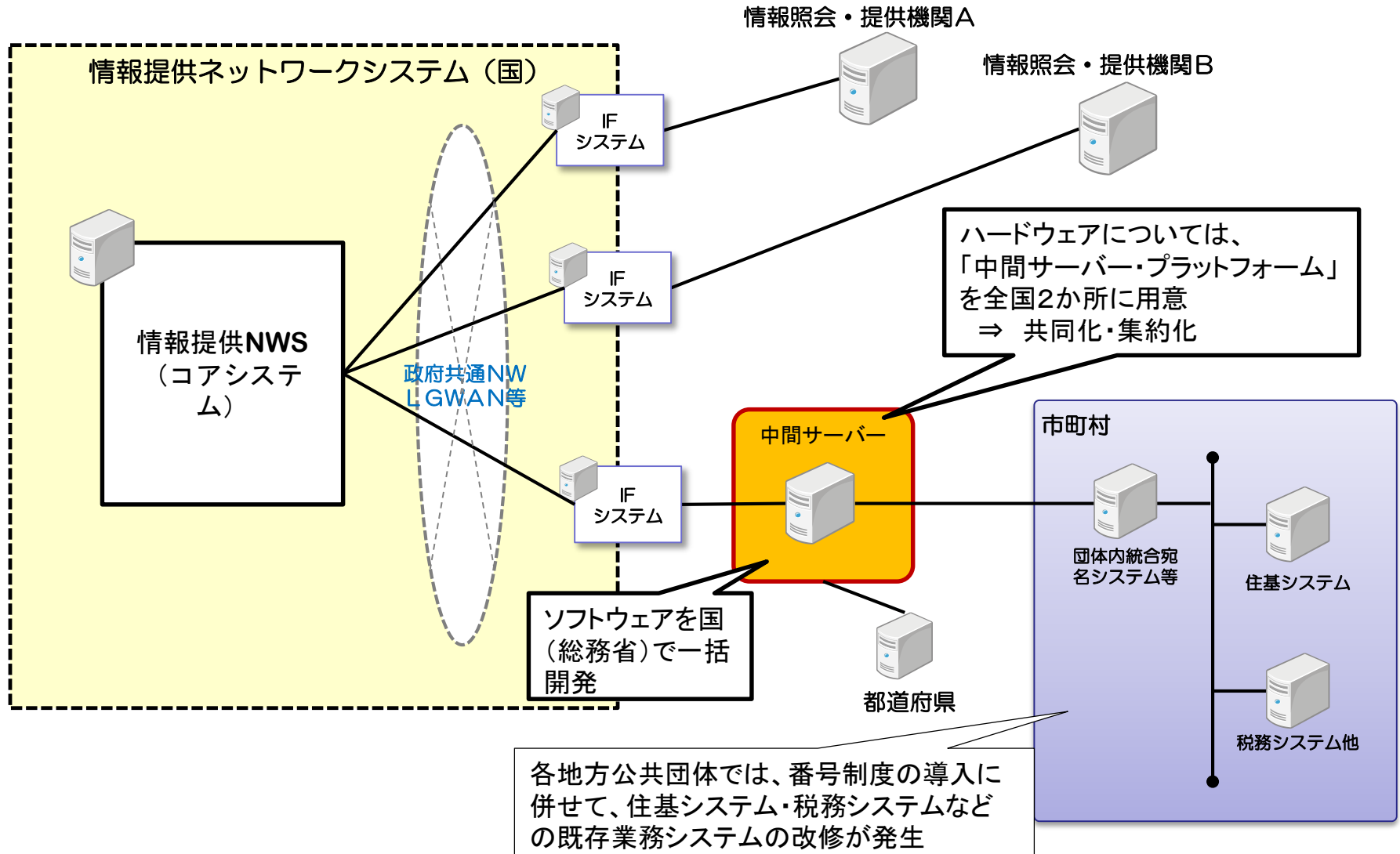
- ◆ 中間サーバーのソフトウェアは、地方公共団体において共通的に整備することが必要となるものであり、国（総務省）において一括開発（平成25年度～）し、地方公共団体に配布（当該ソフトウェアの保守は地方公共団体情報システム機構が実施）

②ハードウェア：クラウドによる共同化・集約化

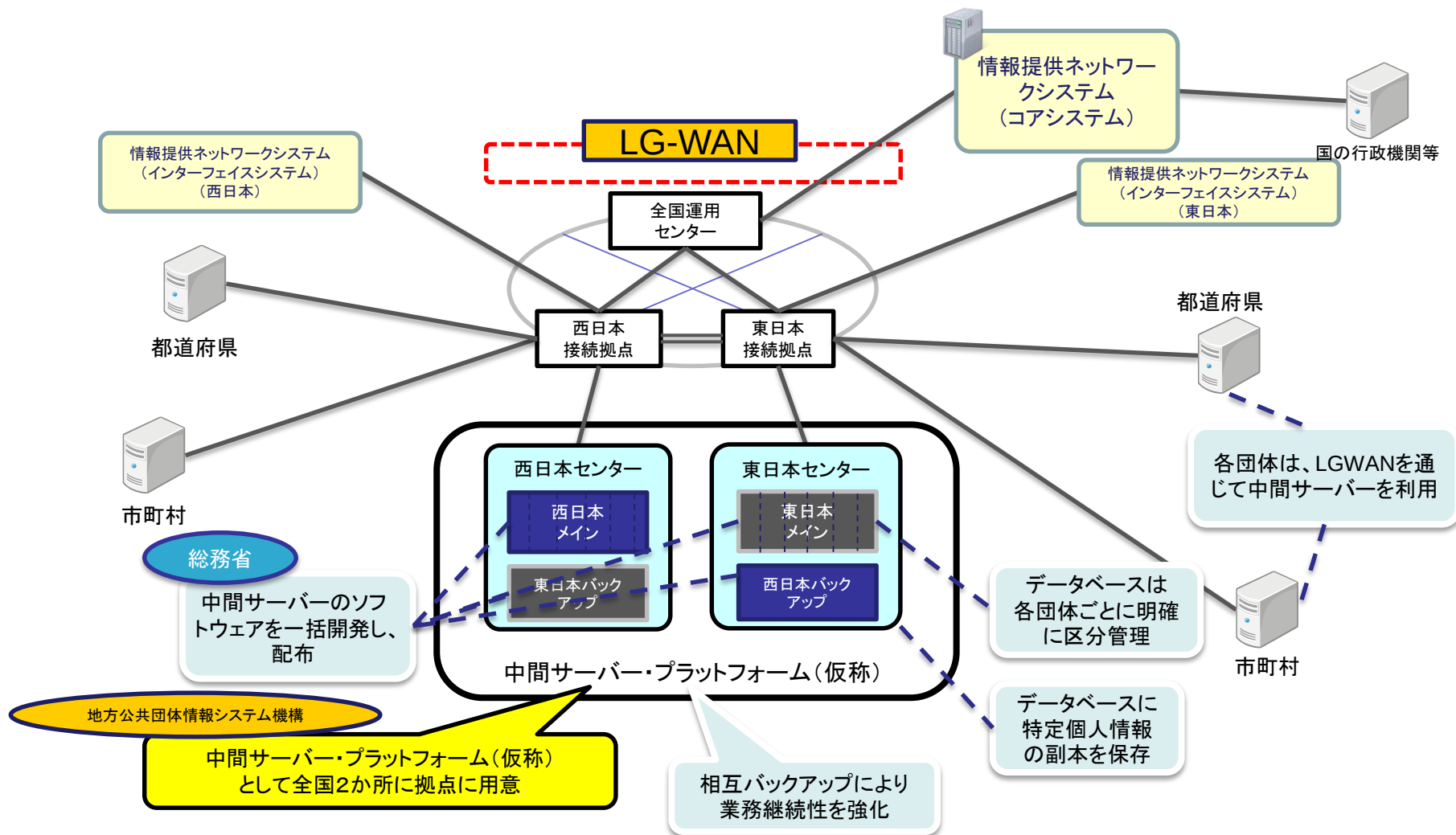
- ◆ 中間サーバーのハードウェアの整備は、クラウドの積極的な活用により共同化を図ることとし、中間サーバーの拠点（「中間サーバー・プラットフォーム」）を、機構が全国2か所に用意（平成26年度後半～27年度で整備）
 - ⇒ LGWAN-ASPの活用
 - ⇒ 機構が用意するこのプラットフォームを各都道府県・市区町村が活用
 - （a）イニシャルコスト・ランニングコストの節減、（b）セキュリティ、運用の安定性の確保につながるもの

※ 整備経費については、各都道府県及び市区町村の負担とし（機構への負担金）、当該負担金に応じて各団体に対して国庫補助金を交付（補助率10/10）

個人番号制度に係る地方公共団体のシステム整備



地方公共団体における中間サーバーの共同化・集約化(イメージ)



マイナンバー等分科会中間とりまとめの概要(2014年5月20日)

「世界最先端のIT利活用社会」のインフラとして、マイナンバー制度の普及と利活用を図るため、国・地方・民間が連携して取り組むべき事項

【目指すべき社会】

- ☐ 誰もがより安全・安心にインターネットを利用できる基盤を持つ社会
- ☐ 誰もが必要な時に自身の情報にアクセスし、利活用でき、サービスへの満足度が向上する社会
- ☐ 国・地方・民間の様々な手続き・サービスが、シームレスかつ効率的に連携し、広く電子的に完結できる社会

個人番号カード

誰もが取得できる 実社会・オンラインの 本人確認手段

- 暮らしに係る公的サービスに係るカード類(健康保険証、印鑑登録カード等)や、広く保有される資格の証明書類(国家資格等の資格の証明書、国家公務員身分証明書等)等の、**個人番号カードへの一元化／一体化**
- コンビニ交付等、個人番号カードを利用した利便性の高いサービスの拡大
- 官民の様々な本人確認を要する手続きでの利用に向けた調整・周知
- オンライン本人確認手段である**公的個人認証サービスの行政・民間利用の拡大**
- 取得に係る本人負担の軽減 等

マイポータル/マイガバメント

暮らしに係る利便性の高い 官民オンラインサービスの提供

- 利用者に係る特定個人情報や医療・介護・健康等に係る自己情報の閲覧
- 利用者の利益になる情報を提供する**プッシュ型サービス**
- 引越しや死亡等のライフイベントに係る**ワンストップサービス**
- サービスに必要な情報をデータで入手・利用できる仕組み
- シームレスなサービス利用に向けた本人確認に係る**官民連携基盤**
- スマートフォンやCATV等、利用チャンネルや認証手段の拡大**
- 高齢者等が安心して利用できるサポート体制や代理利用の環境整備

個人番号/法人番号

名寄せ・突合による 情報の正確で迅速な確認

- 行政における個人番号を利用した業務・システム見直し
- 行政が保有する法人に係る公開情報への法人番号の付与の徹底
- 法人番号を利用した**法人ポータル**の構築

これらに近接し、更なるメリットが期待できる以下の分野へのマイナンバー利用範囲の拡大等を検討

①戸籍事務、②旅券事務、③預貯金付番、④医療・介護・健康情報の管理・連携、⑤自動車登録事務

マイナポータルサービス およびシステムのイメージ

出所：

内閣官房 情報通信技術（IT）総合戦略室

内閣官房 社会保障改革担当室

* 須藤は、総務省マイナンバー検討の座長、内閣官房マイナンバー検討の構成員

マイナポータルについて

マイナンバー制度の導入に併せて新たに構築する個人ごとのポータルサイトを、マイナちゃんにちなみ「マイナポータル」とすることに決定しました。

マイポータルの機能や、これまでマイガバメントで提供としていた官民横断的なワンストップサービスなどを一体的に提供する個人ごとのポータルサイトとして、より親しみを感じられるよう「マイナちゃん」の名前にちなみ「マイナポータル」としました。



マイナポータル

平成29年1月以降 順次サービス開始予定

①自己情報表示：
自治体などが保有する自らの特定個人情報の閲覧

②情報提供等記録表示：
国や自治体などの間の特定個人情報や取りの記録の閲覧

③お知らせ情報表示：
自治体などからの予防接種や年金、介護などの各種のお知らせの受け取り

④ワンストップサービス：引っ越しなどライフイベントに関する手続きの官民横断的なワンストップ化

⑤電子私書箱：
行政機関や民間事業者などから支払証明書などの各種電子データを受領し活用する仕組み

⑥電子決済サービス：
納税や社会保障などの決済をキャッシュレスで電子的に行うサービス

ねんきんネット

e-Tax

連携先は今後eLTAX等に順次拡大する予定

他のサイトとのID連携、データ連携

マイガバメント(仮称) ※世界最先端IT国家創造宣言
マイポータルを活用し利便性の高いオンラインサービスをPCや携帯端末など多様なチャンネルで利用可能に

マイポータル(仮称) ※マイナンバー法附則に基づく
マイナンバーに係る情報表示や行政サービスを提供

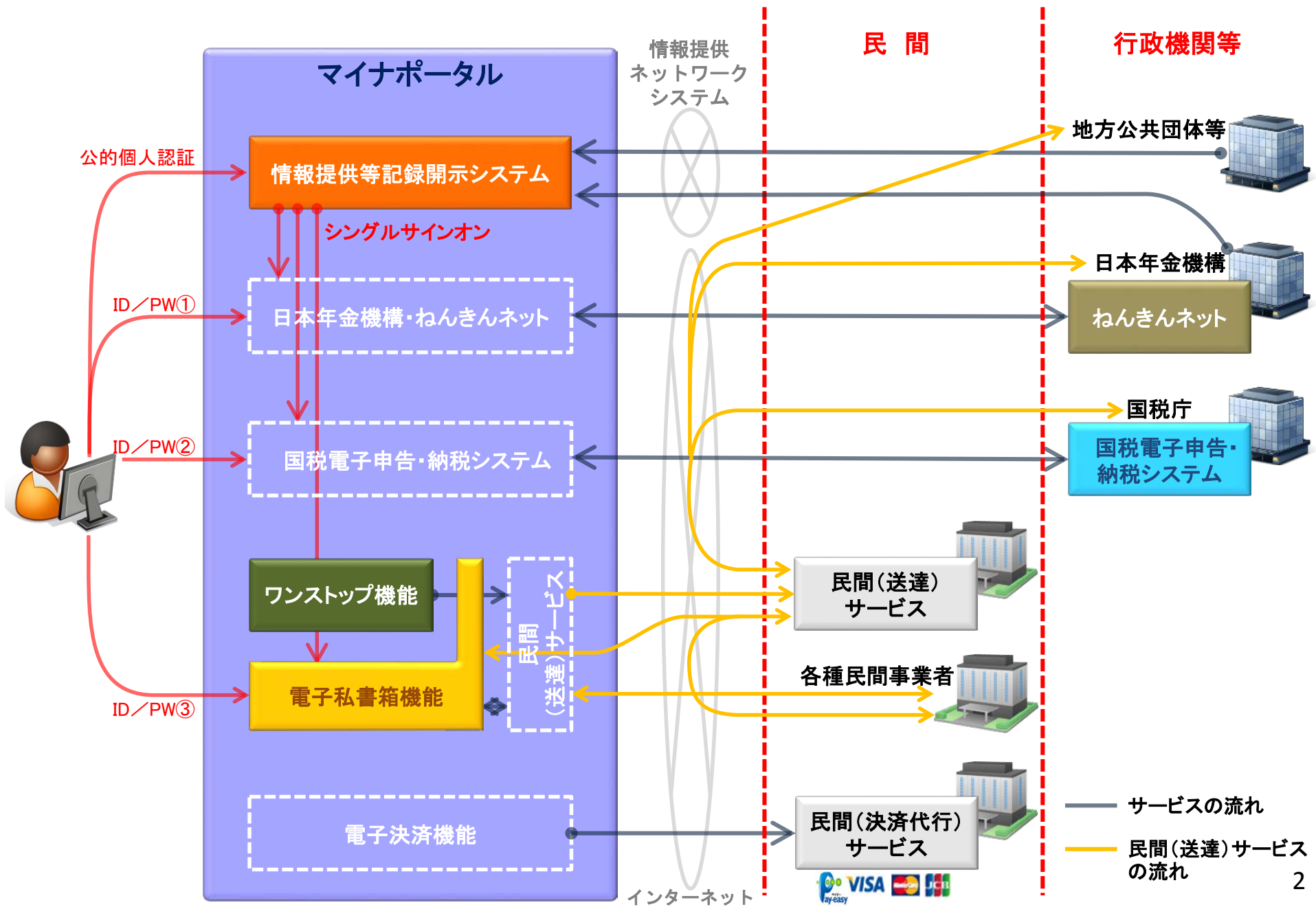
①自己情報表示
行政機関などが持っている自分の特定個人情報について確認する機能

②情報提供等記録表示
自分の特定個人情報をいつ、誰が、なぜ情報提供したのかを確認する機能

③プッシュ型サービス
一人ひとりに合った行政機関などからのお知らせを表示する機能

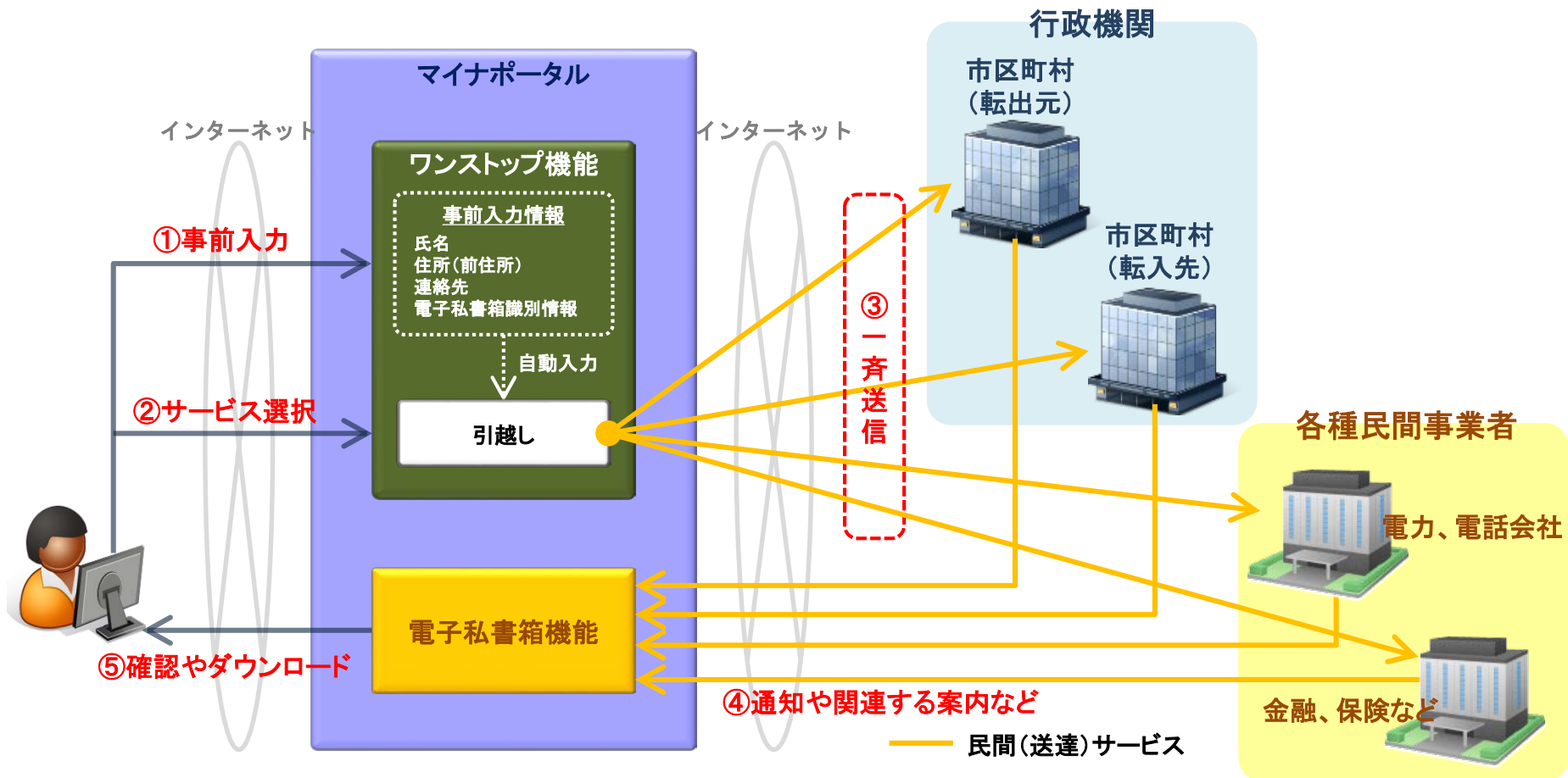
④ワンストップサービス
行政機関などへの手続きを一度で済ませる機能

サービス全体像(イメージ)



電子私書箱機能及びワンストップ機能(引越し)のイメージ

- ① 氏名、住所、連絡先、電子私書箱の利用者が識別できる情報など、共通項目を**事前入力**
- ② **届け出先を選択**し、補完情報を入力(事前入力した情報は自動入力)
- ③ 選択された届け出先に電子私書箱の機能を利用して**一斉送信**
- ④ 処理完了の**通知や関連する案内などを受領**
- ⑤ 通知や案内などの**確認やダウンロード**

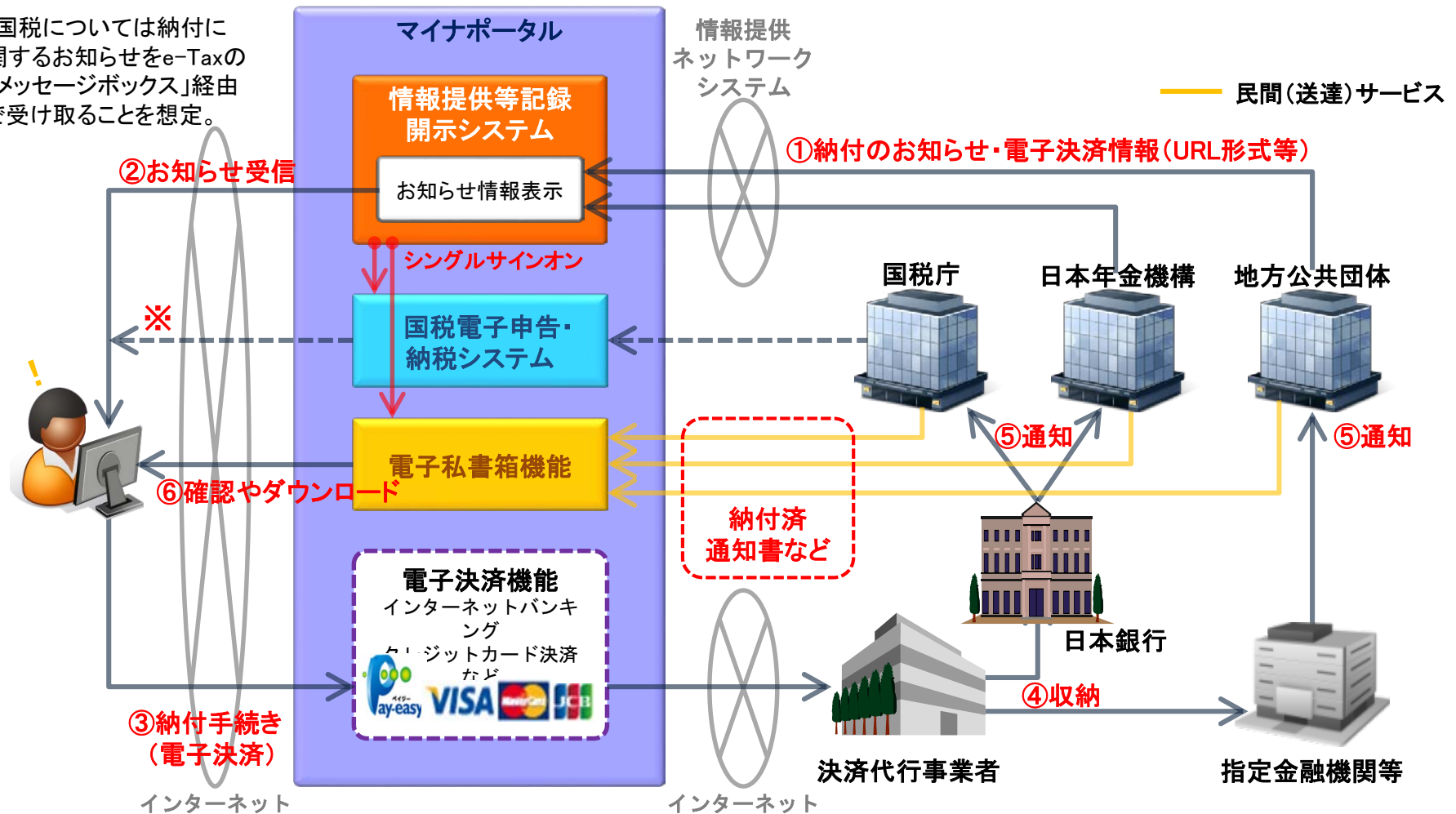


民間事業者は幅広く募り、利便性の向上を図る。

電子決済機能を用いた納税のイメージ

- ① 納付に関するお知らせ及び**電子決済情報(URL形式等)**を送信
- ② 電子決済情報が含まれた**お知らせを受信**
- ③ 電子決済情報をクリックし、**電子決済にて納付**
- ④ 決済代行事業者を経由して日本銀行又は指定金融機関等へ**決済情報を送信し、収納**
- ⑤ 収納されたことを**通知**
- ⑥ 電子私書箱あてに送付された**納付済通知書の確認やダウンロード**

※ 国税については納付に関するお知らせをe-Taxの「メッセージボックス」経由で受け取ることを想定。



実現に向けたスケジュール（案）



＜総務省における検討と取組み＞
公的個人認証サービス・個人番号カードの活用について
マイナンバー等検討部会における報告

平成27年（2015年）5月20日

東京大学大学院 須藤 修

これまでの検討体制

ICT街づくり推進会議

(2012年1月16日～)

(検討事項)

今後の「街づくり」における最も汎用的な共通IDとして期待される個人番号カードの活用・普及策に関する検討

(座長)

<敬称略>

岡 素之(住友商事(株)相談役)

(オブザーバー)

内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室、厚生労働省
経済産業省、国土交通省、農林水産省

共通ID利活用WG

(2013年12月26日～)

(検討事項)

個人番号カードの活用方策 等

(主査)

須藤 修(東京大学)

(オブザーバー)

内閣官房社会保障改革担当室、厚生労働省、経済産業省

個人番号を活用した今後の行政サービスのあり方に関する研究会

(2014年7月14日～)

(検討事項)

(1)個人番号を活用した情報連携

(2)個人番号カードの普及・利活用

(例)

- ・コンビニ交付等の多目的利用通じた個人番号カードの利便向上
- ・個人番号カードの多目的利用の方法(ICチップ、公的個人認証)
- ・民間事業者のICチップ空き領域活用
- ・個人番号カードを利用しやすい環境構築

(3)海外に在留する者への行政サービス

(4)プッシュ型情報提供・電子申請

(座長)

須藤 修(東京大学)

(オブザーバー)

内閣官房社会保障改革担当室、情報通信技術(IT)総合戦略室、特定個人情報保護委員会事務局、厚生労働省

電子私書箱によるワンストップサービスの実現に向けた取組概要

26年度の取組

- (1) 日本郵便、NHK、日本生命等の協力を得て、電子私書箱の**具体的機能の明確化**及び**関係者の「作業」と「コスト」を明確化**。
- (2) 電子私書箱に期待される**機能**として、「**本人が作成した書類**」や「**本人以外の第三者が作成した証明書**」について、**指定された宛先に所要の認証を行った上、送付する機能**を実証の対象とすることとした。
- (3) 26年度は、上記のうち、「**本人が作成した書類の一斉配信**」と「**公的個人認証サービスの変更確認機能**」を組み合わせた、「**引越し一斉通知のワンストップサービス**」を検証。

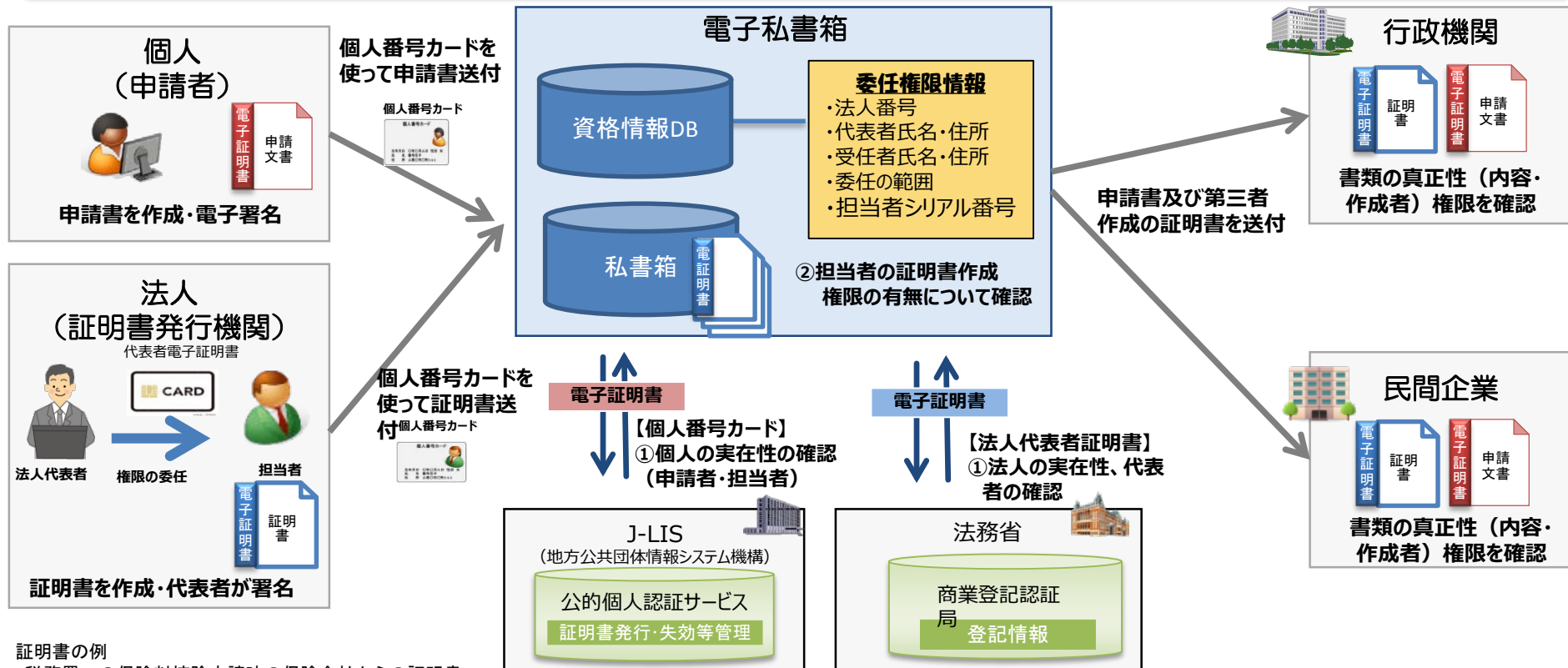


27年度の取組(案)

- (1) 27年度では、本人に関する各種証明書（公的機関や民間企業が作成）について、本人が指定する者に対して配信を行うユースケースを検証。
- (2) 受取人において、以下が可能となるユースケースを検証。**日本郵便等の協力を得て、作業とコストを明確化。**
 - ① **作成者本人によって作成された文書であること（非改ざん性・本人性）の確認。**
 - ② **証明書の作成権限ある者が作成した書類であることの確認。**

電子私書箱を活用した申請手続ワンストップサービス

- (1) 電子私書箱は、個人又は法人からの依頼に基づき、「個人等（申請者）が作成した申請書」及び「第三者の作成した証明書」を行政機関等に対して、ワンストップで提供する。
- (2) 『電子私書箱から送付される文書』について、受取人（行政機関・法人）において、①**作成者本人によって作成された文書であること（非改ざん性・本人性）を確認**できること、及び②**権限の委任（証明書の作成権限のある者が作成した書類であること）を担保**する仕組みが必要。
- (3) この仕組みを実現するためには、**代表者からの権限委任に係る最新情報の登録が課題**。



証明書の例

- ・税務署への保険料控除申請時の保険会社からの証明書
- ・就職企業先への大学等の卒業証明書
- ・自治体への保育所利用申請時の雇用証明書

個人番号カードの具体的な利活用事例(平成26年度)

	実施地域	協力者	事業内容
①	山形県酒田市 大分県別府市	・酒田市、日本海総合病院、フィディアホールディングス、クレディセゾン他 ・別府医師会、別府市、他	・ <u>健康保険証のオンラインでの資格確認</u> に個人番号カードを活用 (酒田市では <u>クレジットカード決済</u> も実施)
②	長野県須坂市 富山県南砺市 三重県いなべ市等	・須坂市、須高ケーブルテレビ 他 ・南砺市、となみケーブルテレビ 他 ・いなべ市、CTY 他	・CATVのSTBのカードリーダーで個人番号カードを読み取り、 <u>利用者認証</u> 、テレビ画面で <u>ヘルスケア情報を閲覧</u> 、 <u>自治体の施設予約を実施</u>
③	群馬県前橋市 他	前橋市他自治体、前橋市医師会、一般社団法人「ICTまちづくり推進共通プラットフォーム推進機構」 他	・様々な情報が集約されている「健康情報ポータル」への <u>アクセス手段として個人番号カードの本人認証機能を活用</u> (例：母子健康手帳)
④	徳島県美波町、 東京都豊島区	徳島県、美波町、豊島区、日本テレビ、四国放送	・ <u>避難確認と見守りサービス</u> へ個人番号カードの本人認証機能を活用
⑤	鳥取県西伯郡南部町	鳥取県西伯郡南部町、中海テレビ放送	・個人番号カードによる高齢者や子供の見守り

高齢者・子ども見守り <総務省ICT街づくり推進事業(鳥取県南部町)>

ケーブルテレビ網・ICカードを活用した健康づくり、高齢者・子ども見守り

目的

- ✓ ケーブルテレビ網とICカードを活用した地域住民向けの健康づくりサービスの実現可能性を検討するとともに、地域課題である少子高齢化への対策と新産業の創出を目的とする。

実証内容

- ✓ 市内のモニター40名にNFC対応の体組成計、血圧計、活動量計を配布し、各種健康データをケーブルテレビ網を通じてクラウドサーバへ蓄積。個人番号カード導入を見据えた仕組みにより認証を行い、蓄積したデータを利用者本人が閲覧可能とするとともに、介護支援専門員等からアドバイス等を行い、住民の健康づくりを支援。

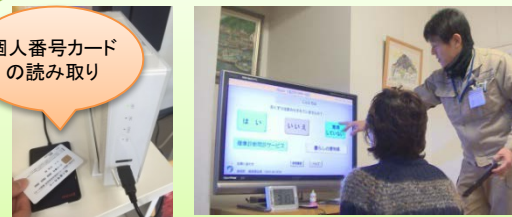
成果

- ✓ 機器の利用状況データを取得するとともに、アンケート調査を実施し、サービスの実現可能性等を調査。
 ・アンケートでは42.5%の利用者がサービスの継続・実用化を希望し、
 「サービスが実用化された場合に支払ってもよい」と思える1人当たりの利用料は、平均562円／月。
 ⇒230人以上に展開できれば事業化が可能となる見込み。

鳥取県南部町は、総務省からの支援により、ICT街づくり推進事業(H26年度)を実施。

なんぶスマートライフ・プロジェクト推進事業

個人番号カードの読み取り

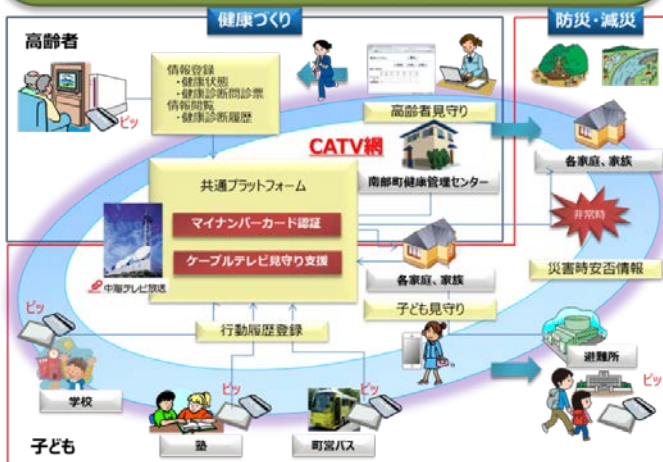


個人番号カードと次世代STBを利用した個人認証

日々の健康状態をクラウドへ登録



個人番号カードによる高齢者見守り



なんぶ 健康づくりサービス

～ これまでの健康診断受診履歴です ～

受診年月日	受診機関	受診種別
2014年 6月 30日	定期検診	定期検診
2014年 6月 1日	定期検診	定期検診
2014年 7月 31日	健康診断	健康診断
2013年 7月 29日	がん検診	がん検診
2012年 9月 10日	定期検診	定期検診
2011年 7月 9日	定期検診	定期検診
2010年 9月 23日	定期検診	定期検診
2009年 7月 18日	定期検診	定期検診
2008年 7月 29日	定期検診	定期検診

行政保有の健康診断データオープン化

個人番号カード導入を見据えた行政連携

行動履歴の可視化による安否確認



個人番号カードを活用した子どもの行動履歴確認

個人情報保護に関する法律 及び 行政手続における 特定の個人を識別するための番号の利用等に関する 法律の一部を改正する法律案(概要)

＜マイナンバー法改正部分＞

平成27年 内閣府大臣官房番号制度担当室

個人情報保護に関する法律 及び 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律案

個人情報保護法

個人情報の保護と有用性の確保に関する制度改正

○個人情報の取扱いの監視監督権限を有する第三者機関(個人情報保護委員会)を特定個人情報保護委員会を改組して設置 など

番号利用法

特定個人情報(マイナンバー)の利用の推進に係る制度改正

○金融分野、医療等分野等における利用範囲の拡充
⇒預貯金口座への付番、保健事業(メタボ健診等)に関する事務における利用、予防接種に関する事務における接種履歴の連携等

個人情報保護法の改正のポイント

1. 個人情報の定義の明確化

- ・個人情報の定義の明確化(身体的特徴や個人に発行される符号等が該当)
- ・要配慮個人情報(仮称、いわゆる機微情報)に関する規定の整備

2. 適切な規律の下で個人情報等の有用性を確保

- ・匿名加工情報(仮称)に関する加工方法や取扱い等の規定の整備
- ・個人情報保護指針の作成や届出、公表等の規定の整備

3. 個人情報の保護を強化(名簿屋対策)

- ・トレーサビリティの確保(第三者提供に係る確認及び記録の作成義務)
- ・不正な利益を図る目的による個人情報データベース提供罪の新設

4. 個人情報保護委員会の新設及びその権限

- ・個人情報保護委員会を新設し、現行の主務大臣の権限を一元化

5. 個人情報の取扱いのグローバル化

- ・国境を越えた適用と外国執行当局への情報提供に関する規定の整備
- ・外国にある第三者への個人データの提供に関する規定の整備

6. その他改正事項

- ・本人同意を得ない第三者提供(オプトアウト規定)の届出、公表等厳格化
- ・利用目的の変更を可能とする規定の整備
- ・取扱う個人情報が5,000人以下の小規模取扱事業者への対応

マイナンバーの利用範囲の拡大等について

『世界最先端IT国家創造宣言』（平成26年6月24日閣議決定）等を踏まえ、さらなる効率化・利便性の向上が見込まれる分野についてマイナンバーの利用範囲の拡大や制度基盤の活用を図るとともに、マイナンバー制度の主たる担い手である地方公共団体の要望等を踏まえ、所要の整備を行う。

1. 預貯金口座へのマイナンバーの付番

- ① 預金保険機構等によるペイオフのための預貯金額の合算において、マイナンバーの利用を可能とする。
- ② 金融機関に対する社会保障制度における資力調査や税務調査でマイナンバーが付された預金情報を効率的に利用できるようにする。

2. 医療等分野における利用範囲の拡充等

- ① 健康保険組合等が行う被保険者の特定健康診査情報の管理等に、マイナンバーの利用を可能とする。
- ② 予防接種履歴について、地方公共団体間での情報提供ネットワークシステムを利用した情報連携を可能とする。

3. 地方公共団体の要望を踏まえた利用範囲の拡充等

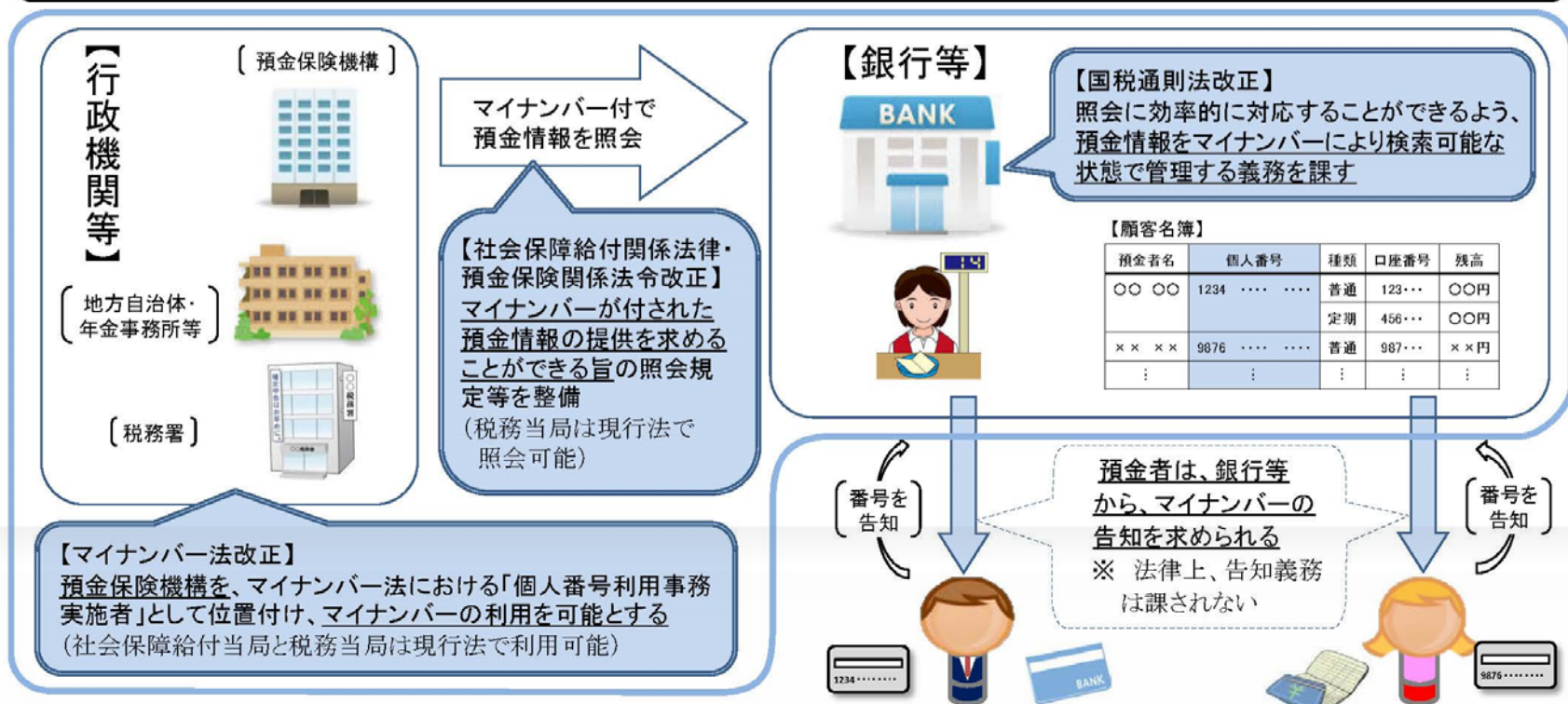
- ① すでにマイナンバー利用事務とされている公営住宅（低所得者向け）の管理に加えて、特定優良賃貸住宅（中所得者向け）の管理において、マイナンバーの利用を可能とする。
- ② 地方公共団体が条例により独自にマイナンバーを利用する場合においても、情報提供ネットワークシステムを利用した情報連携を可能とする。
- ③ 地方公共団体の要望等を踏まえ、雇用、障害者福祉等の分野において利用事務、情報連携の追加を行う。

預貯金付番に係る法整備の概要（財務省作成資料）

マイナンバーが付された預金情報の効率的な利用について（内閣官房提出予定法案）

マイナンバー法等の改正により、新たに預金保険でマイナンバーを利用できるようにするとともに、その改正法案の中で、国民年金法、国税通則法等を改正し、銀行等に対する社会保障制度の資力調査や国税・地方税の税務調査でマイナンバーが付された預金情報を効率的に利用できるような措置を講ずる。

（注）内閣官房において関係の法律改正を一括法案として提出する予定。



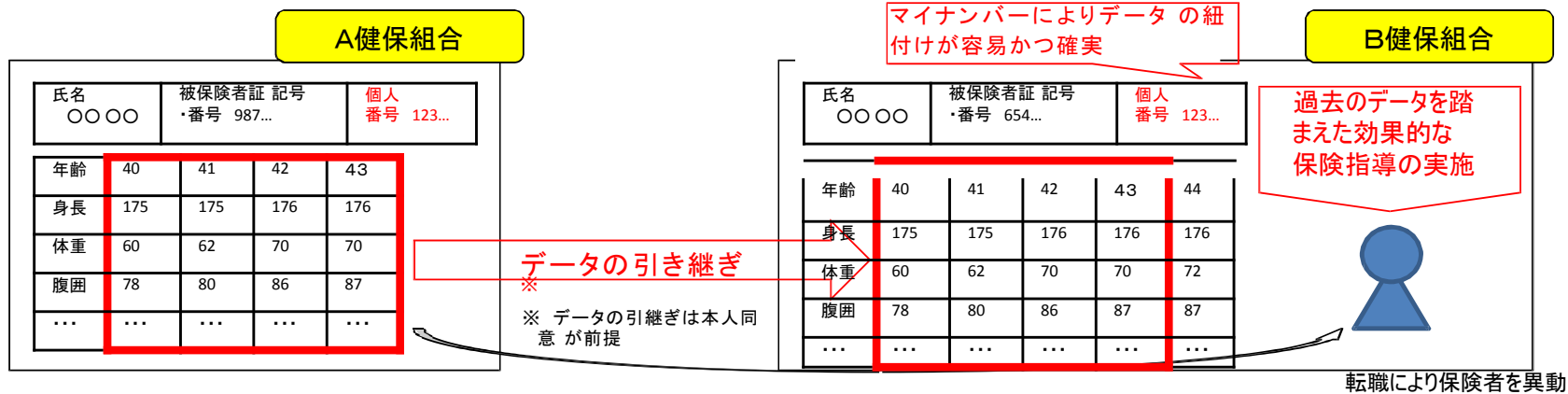
【付番促進のための見直し措置の検討】

付番開始後3年を目途に、預金口座に対する付番状況等を踏まえて、必要と認められるときは、預金口座への付番促進のための措置を講じる旨の見直し規定を法案の附則に規定する方向で検討。

医療等分野におけるマイナンバーの利用拡充について

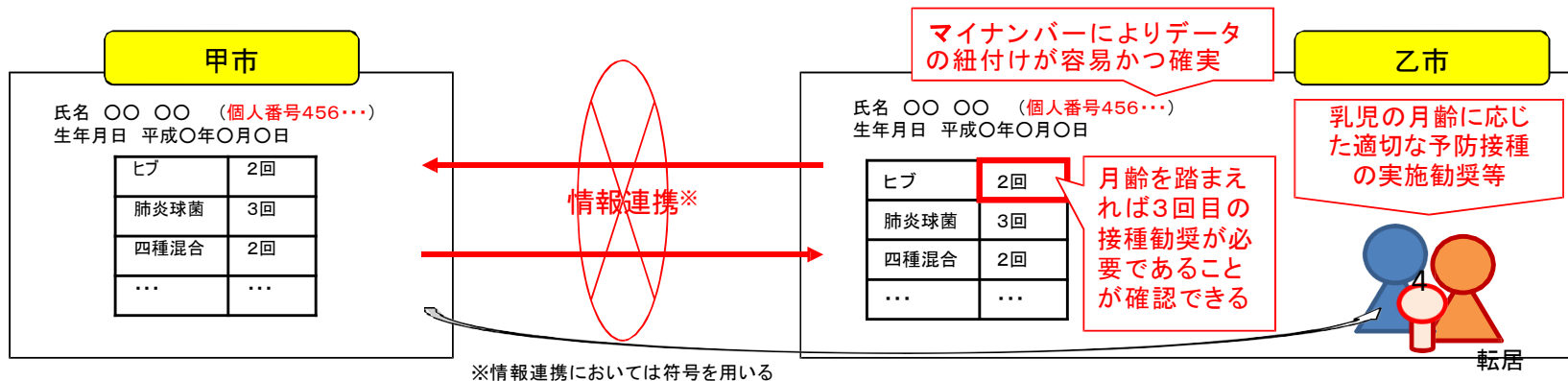
1. 健康保険組合等の行う特定健康診査情報の管理等における利用

被保険者が転居や就職・退職により保険者を異動した場合でも、マイナンバーを活用して特定健診等の情報を保険者間で円滑に引き継ぐことにより、過去の健診情報等の管理を効率的に行うことが可能となり、効果的な保健事業を推進できる。



2. 地方公共団体間における予防接種履歴に関する情報連携

予防接種法に基づく予防接種の実施は、有効性・安全性等を考慮し、過去の接種回数、接種の間隔などが定められている。このため、転居者については、転居前の予防接種履歴を正確に把握することにより、より一層の有効性・安全性を確保することができる。



地方公共団体の要望を踏まえたマイナンバーの利用拡充について

1. 特定優良賃貸住宅の管理に関する事務におけるマイナンバーの利用

現状

- ・公営住宅、特優賃について、一体で事務処理
- ・入居申請に必要な添付書類も同一

公営住宅の管理
に関する事務

マイナンバー

特定優良賃貸住宅の
管理に関する事務

- ・一方においてマイナンバーが利用できないため、却って事務が非効率化するおそれ
- ・同種の手続きにおいて一方は添付書類不要で、一方は必要とされるのは申請者に混乱を来すおそれ

改正

- ・特定優良賃貸住宅の管理についてもマイナンバーの利用を可能とする

公営住宅の管理
に関する事務

マイナンバー

特定優良賃貸住宅の
管理に関する事務

マイナンバー

- ・公営住宅の管理、特優賃の管理についてマイナンバーを利用して、一体として効率的に処理が可能
- ・いずれの申請手続きにおいても添付書類は不要となり、住民の利便性がより一層向上する

2. マイナンバー独自利用事務における情報提供ネットワークシステムの利用

地方公共団体が条例を定めることにより独自にマイナンバーを利用する場合に、情報提供ネットワークシステムを利用した情報連携を可能とすることにより、添付書類の削減を可能とするなど、マイナンバーの独自利用による効果をより一層高めることができる。

A県

別表第1に基づきマイナンバーの利用が可能

○高等学校等修学支援金支給法に基づく事務

➢ マイナンバー 高等学校の授業料

補助

条例を定めることでマイナンバーの利用が可能

○県の独自事務

➢ 高等学校の授業料補助の

上乗せ

マイナンバー

- ・別表第2に基づき情報連携可能
- ・課税証明書の添付不要

情報提供ネットワークシステム

現行では情報連携できないため、課税証明書の添付が必要

B市

地方税関係情報
(所得情報)

5

特定個人情報保護委員会の改組について

1. 個人情報全般の保護への所掌事務拡大

現状

マイナンバーについて

- ・適正な取扱いの確保のための監視・監督
- ・特定個人情報保護評価
- ・保護に関する広報・啓発
- ・海外機関との連携・国際協力 等



マイナンバーの事務は引き続き実施しつつ、新たに個人情報全般の適正な取扱いの確保に所掌を拡大

改組後

マイナンバーについて

- ・適正な取扱いの確保のための監視・監督
- ・特定個人情報保護評価
- ・保護に関する広報・啓発
- ・海外機関との連携・国際協力 等



個人情報全般について

- ・適正な取扱いの確保のための監督
- ・認定個人情報保護団体の監督
- ・個人情報全般に関する広報・啓発
- ・個人情報の取扱いに関するグローバル化への対応 等

※行政機関等が保有する個人情報の取扱いに関する総務大臣の権限・機能等と委員会の関係については、総務省の研究会において検討中。

2. 組織形態

- ・特別職の委員長及び委員からなる合議制の第三者機関
- ・委員は、国会の同意を得て任命(国会同意人事)され、独立して職権を行使
- ・所掌事務の拡大に伴う体制の強化

医療等分野における番号制度の活用等に関する研究会 中間まとめ

1. 医療等分野での番号（電磁的符号を含む）による情報連携のあり方

- 医療等分野の個人情報とは、患者と医療・介護従事者が信頼関係に基づき共有しており、病歴や服薬の履歴、健診の結果など、第三者には知られたくない情報がある。利用について本人同意を得るとともに、患者個人の特定や目的外で使用されないよう、機微性に配慮した個人情報保護の措置を講じる必要がある。
- 医療等分野の情報連携のあり方については、以下のような意見があった。
 - ・ 本人の同意のもとで希望する患者が番号を持つ仕組みとし、共有する病歴の範囲について患者の選択を認め、患者が共有して欲しくない病歴は共有させない仕組みを検討する必要がある
 - ・ 患者に必要なサービスを提供する際の同意のあり方など、本人同意やプライバシーのあり方の検討が必要

2. 番号制度のインフラとの関係

- 番号法では、目的規定（第1条）で、行政機関等が行政運営の効率化等のためマイナンバーを用いるとしており、医療機関等でマイナンバーを用いることは想定していない。他方、行政機関や保険者はマイナンバーと紐づけて資格情報等を管理するので、安全で効率的な情報連携を行うため、行政機関や保険者ではマイナンバーを用いる必要がある。
- 医療等分野で用いる番号（電磁的符号を含む）は、重複しない番号を交付するため、住民票コード又はマイナンバーから変換する方法等により生成し、利用を希望する者が使う仕組みとする必要がある。
- マイナンバーとは別に「見える番号」を発行するのはコストがかかる。「見えない番号（電磁的な符号）」のほうが、安全性を確保しつつ二重投資を避ける観点から、望ましい。

3. 医療等分野の情報連携の具体的な利用場面等

- 「医療機関・介護事業者等の連携」や「健康・医療の研究分野」等で、医療等分野での番号（電磁的符号を含む）を用いた情報連携の仕組みが必要。行政機関と保険者は資格情報等をマイナンバーで管理するので、「保険者間の資格異動時の健診データの連携」と「予防接種歴の自治体間の連携」で、これらの情報の連携にマイナンバーを用いることを検討。
- 医療保険のオンライン資格確認は、既存のインフラも活用しつつ、資格情報とマイナンバーを紐づける番号制度のインフラを活用し、できるだけコストがかからない安全で効率的な仕組みについて、保険者・保険医療機関等の関係者との協議を通じて検討する。個人番号カードを用いる場合、ICチップをカードリーダーで読み取る、表面のみが見えるカードケースの利用など、マイナンバーが視認されない仕組みを検討する。
- 医療等分野の情報連携に用いる番号のあり方については、オンライン資格確認で実現されるインフラの活用を含め、個人情報保護を含めた安全性・効率性・利便性の両面が確保された仕組みを検討する。

在宅医療と介護の連携のための 情報システムの共通基盤の構築

東京大学高齢社会総合研究機構

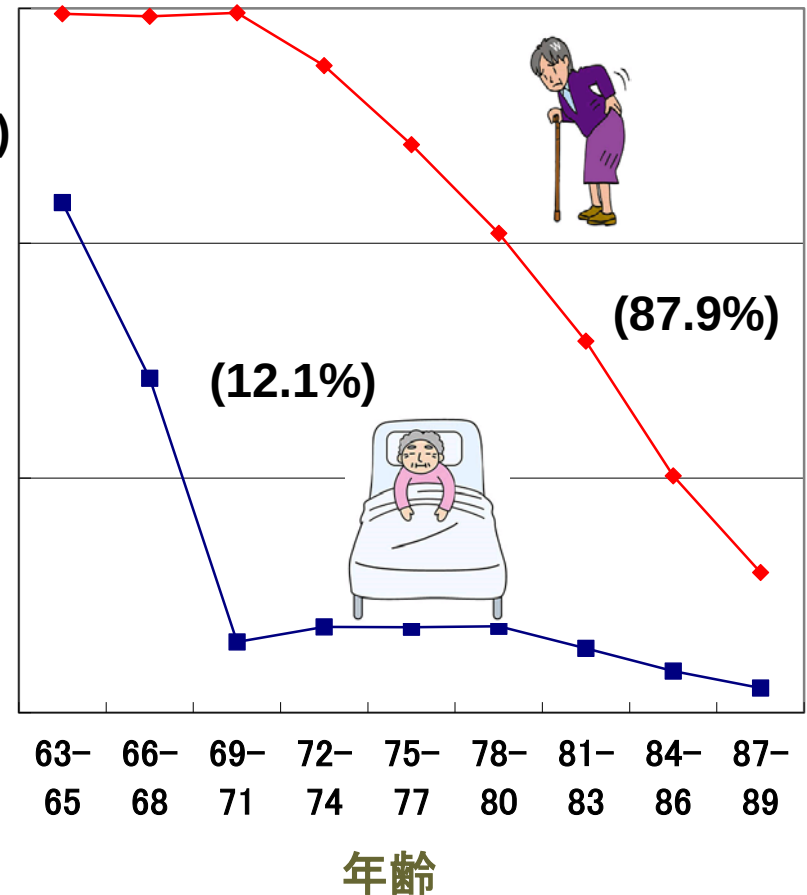
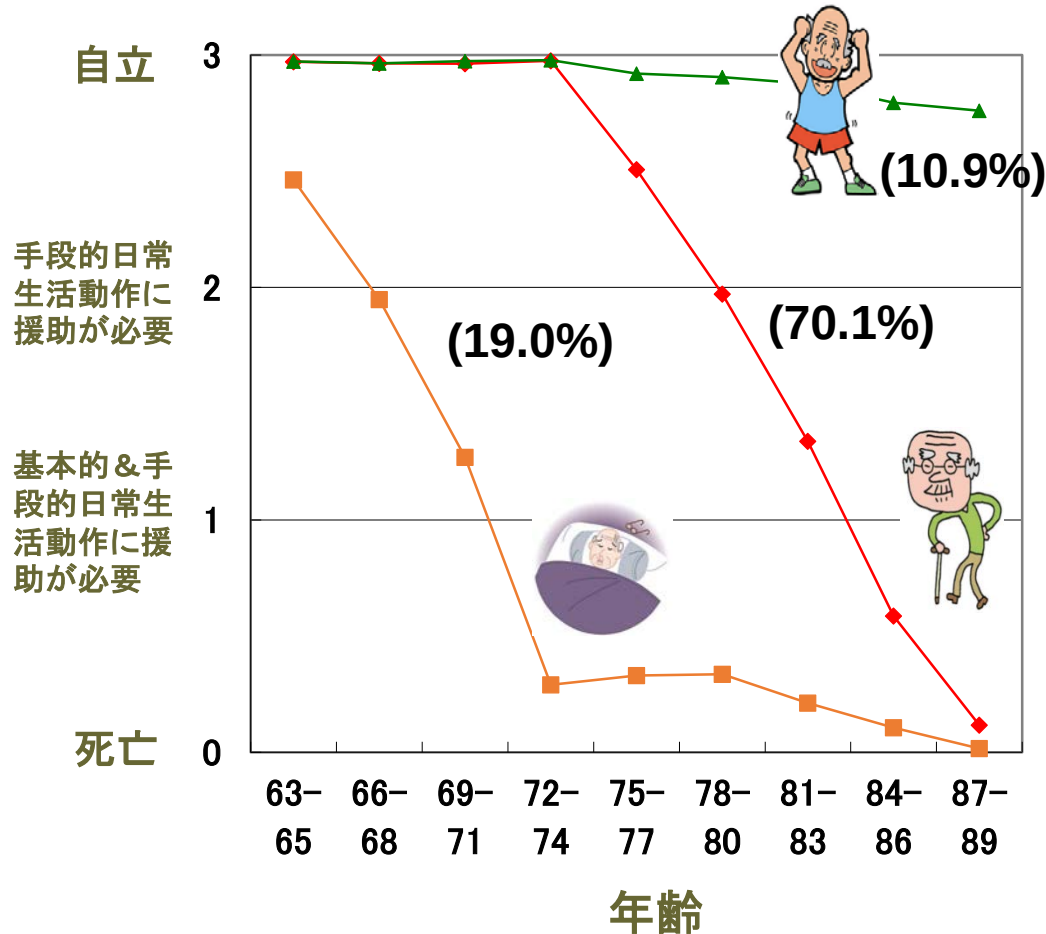
在宅医療と介護の連携に関する
実証研究プロジェクト(座長:須藤修)

高齢者の増加と多様なパターン

— 全国高齢者20年の追跡調査 —

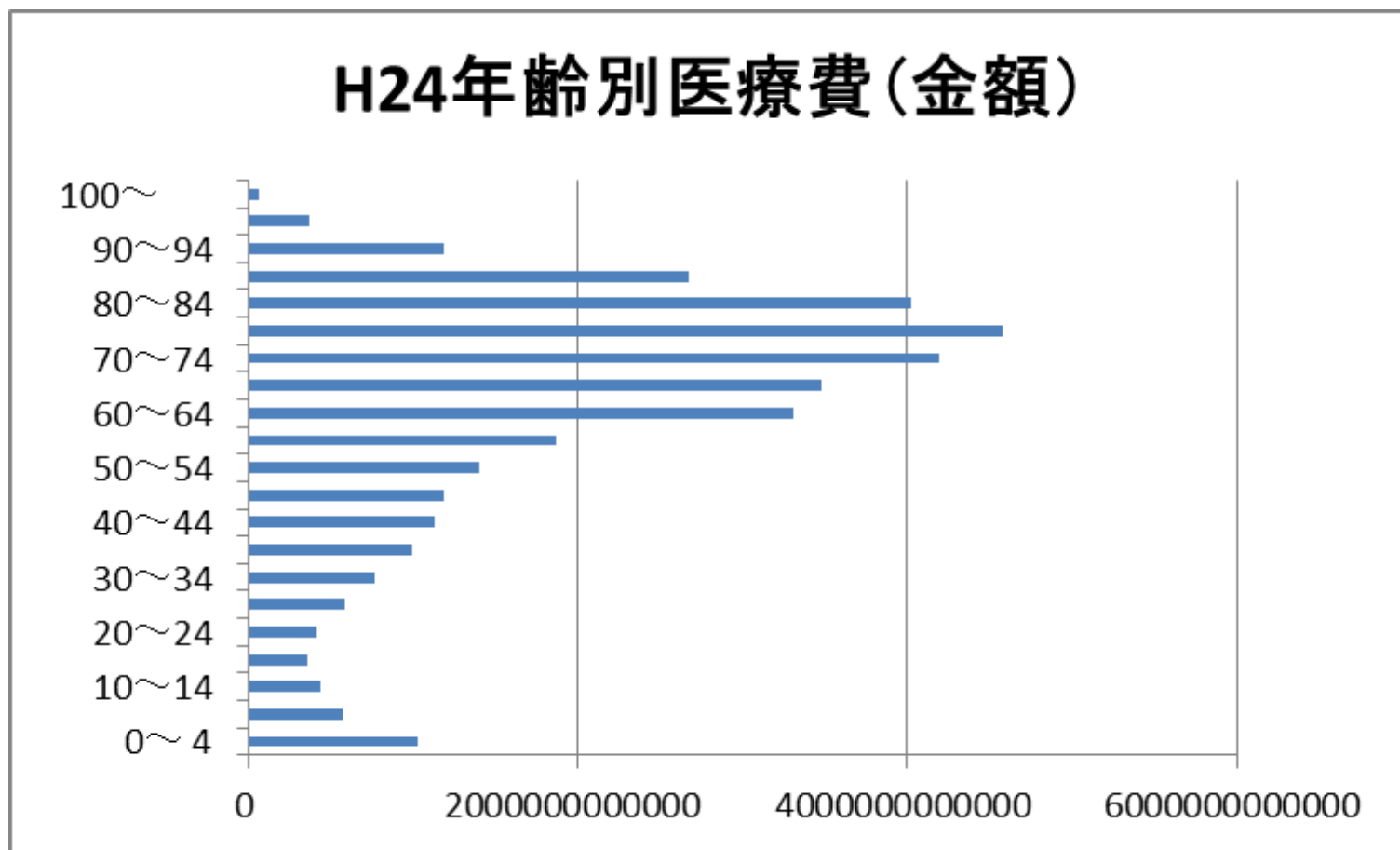
男性

女性



H24年齢別医療費(金額、厚労省)

* 成人は高齢化するほど医療費がかかるが、後期高齢者は加齢とともに総数が減少する



在宅医療・介護分野における厚生労働省及び総務省の取組(平成25～26年度)

■ 総務省、厚生労働省と連携し、在宅医療・介護分野における多職種※が異なるシステム間で情報を共有するための情報連携基盤を標準的な形で構築し、この情報共有に係る課題を解決するための実証事業を実施。

※在宅医療・訪問看護・訪問介護等の従事者

厚生労働省事業(事務局:東京大学)

- 在宅医療・介護分野において共有すべき情報を整理するとともに、標準的な情報連携基盤の機能(多職種の情報連携に必要なインターフェース、認証、セキュリティ等)に必要な要件等について検討。
- 総務省における実証の成果を踏まえ、在宅医療と介護の連携における情報システム利用に関するガイドライン草案を作成。
- 在宅医療と介護の退職連携に関する業務手順と業務量を把握し、定量効果測定可能な環境を整備

(体制図)

在宅医療と介護の多職種連携に関する
調査研究委員会
(座長:須藤 修)

調査作業
部会

※ 平成25年度は、「在宅医療と介護の連携における情報システム利用に関するガイドライン検討委員会」
(委員長:須藤修)

機能要件等の
提示

実証成果の
インプット

総務省事業(事務局:野村総研)

- 厚生労働省において検討された機能要件を踏まえ、実際に情報連携基盤を構築し、多職種の情報連携に必要なインターフェース、認証、セキュリティ等の機能の有効性や情報連携による業務の効率化への効果等を実証するための実証を実施。
- 厚生労働省において検討されたガイドライン草案を踏まえ、標準化に向け、共有すべき情報項目の精査を実施。

(体制図)

在宅医療・介護分野における
情報連携基盤の推進に関する協議会
(座長:須藤 修)

インター
フェース部会

標準化部会

各フィールド
実証部会

※ 平成25年度は、「在宅医療・介護分野における情報連携基盤の開発及び利用の実証に関する協議会」
(座長:須藤修)

要介護認定3
認知症状
徘徊の心配



患者
(母親)

胃がん手術後
在宅で療養

①

最初は
長女と同居

③

次女の都合が悪い時
長女のところへ
ショートステイ

②

次女のところへ
引っ越し

A市

会社員
長女C子

病院医師

訪問看護師

ケアマネ

医師

B市

専業主婦
次女J子

医師

訪問
看護師

ケアマネ

B市
在宅ケア
チーム

A市
在宅ケア
チーム

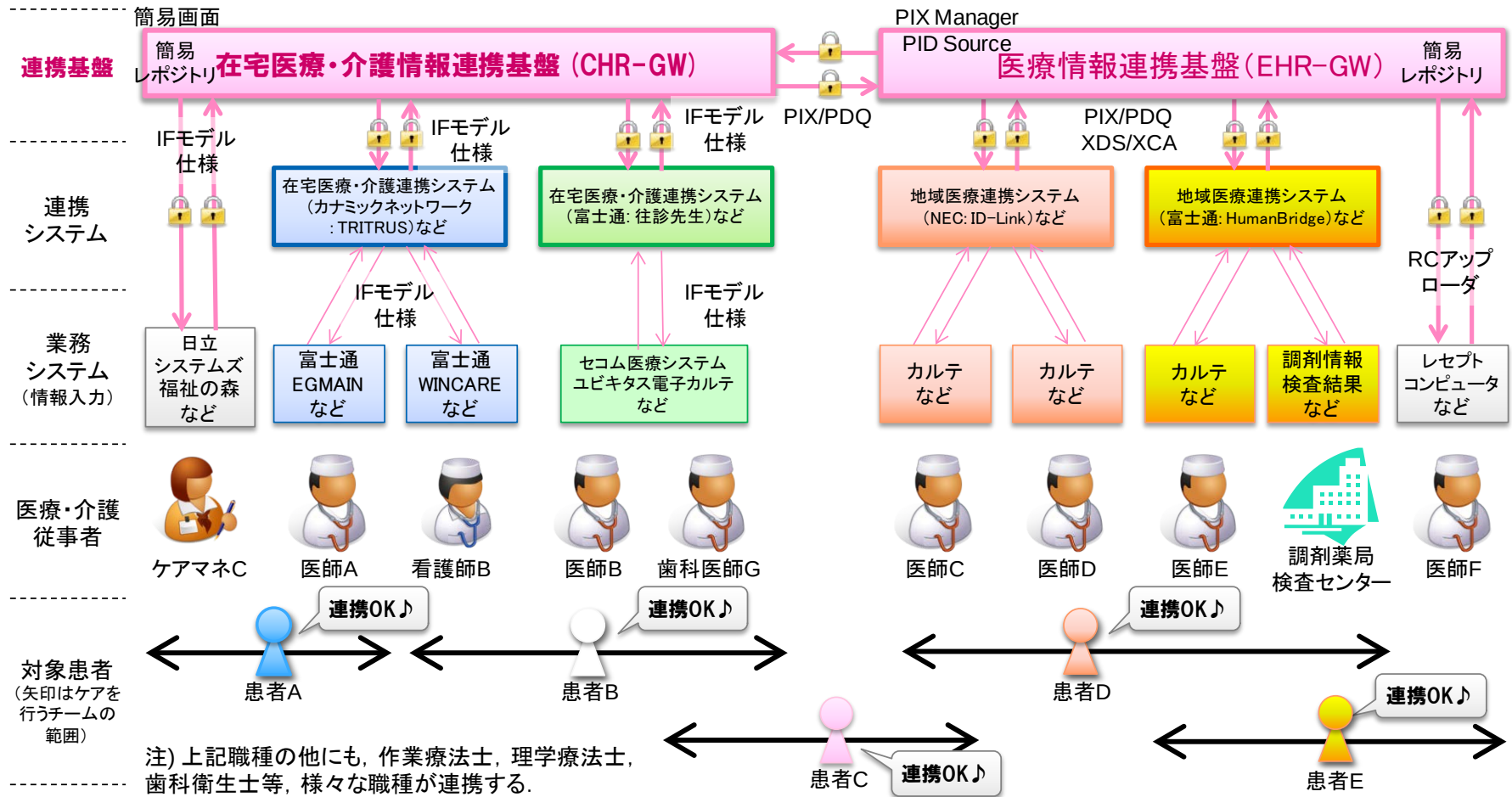
VPN
インターネット

「ケアの方向性
温度板、ケア記録」

K社
情報共有システム

F社
情報共有システム

医療情報連携基盤 (EHR) 及び在宅医療・介護 情報連携基盤 (CHR) の関係モデル



出所: 在宅医療・介護分野における情報連携基盤の推進に関する協議会(2015)